

令和3年度事業計画について

<事業方針>

令和2年度、世界は新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の危機に瀕し、経済の停滞や国際的な人の往来が制限を受けるなど、大きな影響を受けました。当協会は文化やことばが違う様々な国から訪日している外国人住民が地域社会の構成員として安心して暮らしていけるよう、従来より外国人をサポートする事業に取り組んできましたが、新型コロナウイルスの感染拡大でその様相も大きく変わりました。日本語を十分理解できない外国人にとっては、次々に発出されるコロナ関連の情報を自ら収集し、必要な支援に行きつくのは極めて困難を極めました。支援に行きついたとしても、複雑な申請書類の記入や必要書類を自力で準備することは、日本人には想像を絶する苦勞を伴うものでした。また、コロナ感染症による経済の停滞は外国人労働者の雇用状況を悪化させ、職を失い、生活に困窮する人たちを生み出しました。この状態は令和3年度も続くものと想定されるため、当協会は引き続き、市と一体となって地域で暮らす外国人住民の生活を支えていくとともに、アフターコロナを見据えた新たな様式での訪日外国人の受入れ戦略の再構築に取り組みます。具体的には、これまで培ってきた海外とのつながりを大切にしながら、外国人コミュニティ、国際交流団体、企業など民間団体と行政をつなぐ中間組織としてのコーディネート役を担い、当協会の強味である「つくる力」・「伝える力」・「育む力」を活かすとともに、法人化により増した対外的信用を基に、国や関係機関との強い連携や支援を獲得していくことで、喫緊の課題の解決に取り組み、組織目標の達成を図ってまいります。

以上を踏まえて、令和3年度は以下の事業を重点事業として実施します。

<重点事業>

1. 多文化共生総合相談センター

コロナ禍に関連した相談が増加傾向にある中で、在住外国人が安心・安全に生活するための環境整備として、市内3区での多文化共生総合相談センターでの相談対応に引き続き取り組んでいきます。近年、外国人の住民登録者が増加する傾向にある中、日本語でのコミュニケーション能力が十分でないこと等から、生活のあらゆる場面で、居住する地域コミュニティとの間で、軋轢や摩擦が生じたり、また、滞在が長期化する南米の日系人などの定住者においても、子弟の教育や社会保険の未加入、不安定な雇用等の労働環境、住宅環境等の中で、現に様々な問題が生じていたりするところです。在住外国人が必要な情報を得られ、地域社会の一員として日本人と同等の住民サービスを楽しむよう、多言語での相談体制の強化を図ります。具体的には、静岡市在住外国人上位言語での相談に対応できるよう、これまでの中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語に加えて、近年増加が目立っているネパール籍の人に対応したネパール語の相談員を新たに配置します。

また、タブレットを使用した上記言語を含む 11 言語でビデオ通訳サービスを駆使し、行政の手続きや日常生活全般の困りごとなど、外国人が安心して市役所、区役所で相談できる環境を整えます。窓口での相談に加え、年 3 回、法的手続きや結婚・離婚、在留資格の変更・更新、行政手続きなどについて、弁護士・行政書士などの専門家相談を実施します。

2. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

令和 2 年度に文化庁補助事業（最大 5 か年継続事業）として実施した「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の 2 年目の事業に取り組んでまいります。1 年目の結果を踏まえ、継続的に外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、行政や経済団体、日本語教育担い手等団体等と有機的に連携しつつ、日本語教育環境の強化を図ります。具体的には、『生活者としての外国人』が日常生活の中でできることを広げていくため必要な自己表現力を向上することをねらいとし、当協会オリジナルテキストの作成とそれに基づいた専門家による基礎日本語教育を実施します。また、オンラインなども活用しながら、日本人支援者との交流を通じ、互いが身近な話題や経験などについて対話の中で自然にことばを獲得できる協働の場を作ります。

3. 静岡わいわいワールドフェア（旧異文化コミュニケーション体験フェア）

市民参加による運営委員会を立ち上げ、より多くの外国人コミュニティや市民団体の参加を促すことにより交流の輪を広げ、市民の多文化共生識の啓発につながるような事業を展開します。参加者のすそ野を広げるため、静岡市在住外国人上位 5 か国（中国・ベトナム・フィリピン・韓国・ネパール）のコミュニティにフェアへの参加を促します。

<取組事項>

I 地域経済の活性化を支える取組みの推進

コロナ禍において、現在海外との人の相互往来については制限をされているが、再開後に事業展開が滞らないよう、関係各所と連絡を取りながら必要な準備に対応していく。

(1) ホームステイコーディネート事業

インバウンドや訪日教育旅行の誘致につなげるため、ホームステイコーディネートを通じ、受け入れ環境を整える。また、ホームステイを通じ、市民の国際交流の機会を創出する。

(2) 在外日本語学習者の交流事業

「在外日本語学習者の訪日事業に対する助成金制度」の活用を促すとともに、市内での滞在をサポートし、本市を訪れる在外日本語学習者の満足度を高める。

(3) 学会誘致・開催支援事業

学会誘致活動を支援するとともに、市内アテンドや通訳、翻訳などのサポートを行い、本市での学会開催の満足度を高める。

(4) 外国客船寄港時おもてなし事業

清水港に帰港する外国客船の受け入れについて、市や商店街、企業などの公民連携により実施する「おもてなし事業」に当協会の専門性を活かし、担うべき役割を果たしていく。

(5) 企業支援事業

企業と連携を図りながら、本市に駐在となる外国人及びその家族の生活面での支援体制を構築し、ダイバーシティの実現に寄与する。また、外国人が働きやすい環境を整えることで、海外から本市への投資促進（企業誘致等）に向けた取組みを支える。

II 地域外交を支える取組みの推進

(1) 姉妹都市交流事業

コロナ禍において、現在制限がされている姉妹都市等海外諸都市との人の相互往来については、事業展開が滞らないよう、連絡を取りながら当面はオンライン上での交流を中心に実施する。国際的な人の往来再開後は、静岡市・オマハ市姉妹都市提携 55 周年記念事業として、オマハ市に訪問団を派遣するとともに、オマハ市のネブラスカ大学オマハ校ジャズパーカッションバンドほか来訪団を受け入れ、市民との交流事業を実施する。

(2) 対日理解促進交流プログラム等事業

国際的な人の往来再開後、韓国・水原市の大学生によるサムルノリ（伝統楽器）チームを招へいし、静岡市の大学生との音楽交流を実施する。

(3) 外国語講座

国際交流や多文化共生の担い手となる市民のコミュニケーション能力向上の一環として、成人と児童・生徒を対象に、特にニーズの高い基礎英語講座を実施する。また、外国をルーツとする人や海外在住歴の長い日本人等をゲストに、世界の様々な文化や習慣等に親しみ、楽しく学べる講座を開講する。

(4) 「ことばと文化のサポーター」登録・紹介

静岡市で実施される国際的なイベントでのボランティアや海外からの訪問者等への通訳案内、在住外国人が日本人と同様に様々なサービスにアクセスできるよう、コミュニティ通訳分野でのことばのサポートを行う体制を構築する。また、南海トラフ巨大地震等大規模災害が発生した場合に、災害関連情報の多言語翻訳ややさしい日本語での情報提供も行うため、担い手の育成を行う。

(5) 通訳・翻訳支援事業

海外からの公式訪問者の受け入れや会議・イベント開催や在住外国人に必要な情報を確実に届けるため、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語で通訳・翻訳を行う。

III 多文化共生社会の構築

(1) 情報発信事業

協会の活動を PR するとともに、外国人住民のニーズに合った情報を発信するため、日本語のほか、英語・フィリピン語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語の 7 言語で、Web サイトや SNS で情報を発信する。

(2) 相談事業

日本語が不自由な外国人に母語で情報提供を行うことや、日本での生活で生じる様々な問題に

ついて相談を受けることで、外国人が自立、安定した社会生活を送ることができるように支援していく。令和3年度の拡充策として、近年、ネパール籍の在住者が増加しているため、新たにネパール語の相談員を増員する。

(3) 外国人住民のための防災セミナー

在住外国人の防災意識の啓発については、平常時から防災情報と知識を外国人住民に伝えるため、年1回防災セミナーを実施する。また、災害多言語支援センター運営マニュアルの整備を行い、南海トラフ巨大地震等緊急時対応シミュレーションなど有事に備えるほか、近年多発する台風や洪水等発生時の情報提供のあり方について対応策を検討する。

(4) 外国人住民のための生活相談会

在住外国人が法律などの専門的な相談を受けることができるよう年3回、弁護士会、行政書士会等と協働し、相談会を実施する。

(5) 文化庁補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」

幅広いニーズに応えるため、平日と週末に対面型で日本語講師による基礎日本語講座を実施する。また、学習項目の定着を図るとともに、交流を通じ、対話の中で自然に使えることばや表現力を学べるように、日本語サポーターとの協働学習の場を設ける。平日や週末の日中に教室に通うことが難しい外国人を対象にオンラインでも同様の内容を学ぶことができる環境を整備する。企業や児童生徒への日本語学習については、引き続きニーズを検討し、適切な学習環境の整備を目指す。

(6) 日本語ボランティア支援・養成事業

日本語学習支援を行う団体に対し、その活動費用の一部を助成することを通じ、外国人が安心して日本語を学ぶことのできる環境を整備する。

(7) 出前講座・多文化共生意識の啓発

子どもから大人まで各年代に応じ、異なる文化や習慣を尊重できる国際感覚や多文化共生意識の向上につながる学習や体験の機会を提供する。

(8) 静岡わいわいワールドフェア

参加者のすそ野を広げるため、静岡市在住外国人上位5か国のコミュニティとの参加を促し、日本人との相互理解や交流を推進する機会を提供する。また、民間団体や日本語学校、企業等への協力を呼びかけ、社会全体への多文化共生意識の浸透を図る。

IV 調査研修

(1) 各種セミナー参加

職員の資質の向上のため、全国市町村国際文化研修所や静岡市外郭団体職員向け研修等に職員を派遣する。

(2) 会員アンケート

静岡市国際交流協会の活動に関する評価を把握し、今後の事業に反映させるため、会員に対してアンケートを実施する。

V 各種団体支援

(1) 賛助会員

- (公財)するが企画観光局他3団体の賛助会員として活動を支援する。
- (2) 国際交流事業後援名義(通年)
静岡市内で実施され、広く市民を対象とする国際交流事業に対し後援する。

VI 各種会議開催

(1) 理事会・評議員会

理事会では、当法人の業務執行に関わる事項を議決する。評議員会では、事業報告及び収支決算報告を行うとともに、事業計画、予算案に関する承認を得る。

(2) 多文化共生の担い手ネットワーク会議

静岡市内で活動する多文化共生団体や外国人コミュニティ、日本語講師・日本語サポーター、静岡市国際交流協会外国語相談員などが参加し、多文化共生に関する情報交換や地域課題の解決を図ることを目的とした会議を開催する。

(3) 地域国際化協会関連事業

地域国際化協会の共通の課題に取り組み、相互の連携を強化する目的で、各種会議等に参加する。また、東海北陸地域国際化協会連絡協議会等関係者間での会議や人材育成等については、オンラインを活用したネットワーキングに努める。